

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月9日
【四半期会計期間】	第114期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	曙ブレーキ工業株式会社
【英訳名】	AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 信元久隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町19番5号
【電話番号】	03(3668)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 CFO 荻野好正
【最寄りの連絡場所】	埼玉県羽生市東5丁目4番71号
【電話番号】	048(560)1501
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡田拓信
【縦覧に供する場所】	曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) (埼玉県羽生市東5丁目4番71号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 第2四半期連結 累計期間	第114期 第2四半期連結 累計期間	第113期 第2四半期連結 会計期間	第114期 第2四半期連結 会計期間	第113期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	90,157	58,880	46,589	31,527	159,649
経常利益又は経常損失() (百万円)	777	650	190	609	7,900
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(百万円)	170	167	57	426	16,277
純資産額(百万円)	-	-	53,783	34,420	32,219
総資産額(百万円)	-	-	166,600	158,292	155,428
1株当たり純資産額(円)	-	-	439.25	272.53	254.82
1株当たり四半期純利益又は四半 期(当期)純損失()(円)	1.59	1.56	0.54	3.97	151.65
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	1.58	-	-	3.95	-
自己資本比率(%)	-	-	28.3	18.5	17.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,396	1,916	-	-	4,200
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	12,567	7,010	-	-	13,563
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,632	1,822	-	-	38,629
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	3,124	28,421	31,625
従業員数(名)	-	-	6,920	6,432	6,405

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第114期第2四半期連結累計期間、第113期第2四半期連結会計期間及び第113期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（名）	6,432	(690)
---------	-------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（名）	994	(65)
---------	-----	------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人数であります。
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
ブレーキ製品関連事業	31,796	31.6

(注) 1 金額は、販売価格によるものであります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
ブレーキ製品関連事業	32,105	29.3	6,216	34.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
ブレーキ製品関連事業	31,527	32.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
日産自動車株	6,186	13.3	4,864	15.4

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。
(事業譲受)

当社グループは、北米地域全体におけるブレーキ過剰生産能力の適正化を図ることに加えて、北米においての事業の拡大、競争力の一段の強化を進めるため、平成21年9月23日にRobert Bosch LLCの北米ブレーキ事業の一部を当社米国法人であるAkebono Corporation (North America) を通じて譲受けることで基本合意に至り、事業譲渡(資産買収)契約を締結いたしました。

対象となる資産の内容や事業についてデューデリジェンス(適正価値精査)を実施することにより、事前にリスクを把握するように努めています。しかしながら、資産買収時期の遅延、予期しない債務、または追加投入資金などが買収後に発生する可能性があるほか、事業環境や競合状況の変化など、当初の目論みどおりのプランが実行できない可能性もあります。このほか企業の顧客基盤や人財の流出、及び設計開発、資材調達、生産、品質保証、物流、販売等がうまく機能しないなど、当社グループの期待通りに事業を展開できない可能性があります。以上のようなリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年9月15日開催の取締役会において、当社米国法人であるAkebono Corporation (North America) が100%出資するABMA, LLCを新たに設立し、当該新会社が、Robert Bosch GmbH(独国シュトゥットガルト市)の北米事業会社であるRobert Bosch LLC(以下、北米ボッシュ)からブレーキ事業の一部を譲受けすることを決議し、平成21年9月23日に事業譲渡契約を締結いたしました。その内容は以下のとおりであります。

イ 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ABMA, LLC

住所 310 Ring Road, Elizabethtown, Kentucky 42701

代表者 柏木 剛

ロ 当該事業の譲受け先の名称、住所、代表者の氏名及び事業内容

名称 Robert Bosch LLC

住所 38000 Hills Tech Drive, Farmington Hills, Michigan 48331

代表者 Peter J. Marks (Chairman, President and CEO)

事業内容 自動車機器、産業機器、消費財・建築関係の開発・製造・販売・サービス

ハ 当該事業の譲受けの目的

当社北米事業につきましては、平成17年より経営環境の激変に対処するために事業の再構築を推し進め、昨年8月末には生産拠点の集約化による2工場化を完了させるなど、諸施策を実行してまいりました。しかしながら、世界同時不況による自動車販売の大幅な減少、それによる生産能力の過剰、コスト競争の激化などにより、経営環境はかつてない厳しい状況が続いており、今後の事業の拡大のためには、売上の大幅な増加を実現せしめる施策の実行及びさらなる事業再構築が必要となっております。同様に、北米ボッシュにおきましてもブレーキ事業の再構築を推し進めております。こうした状況下、北米ボッシュのブレーキ事業の一部を譲受けることにより、北米地域全体におけるブレーキ過剰生産能力の適正化が推進可能となり、加えて、ブレーキ専門メーカーとして長年培ってきた当社のノウハウを活用することにより、競争力を一段と強化することが可能になります。同時に、商権を譲受けることによる売上の大幅な増加が見込め、将来的に当社北米事業の売上、利益共々に大きな飛躍を実現させるものであります。

ニ 当該事業の譲受けの契約の内容

(1) 譲受け対象事業の内容

ファウンデーションブレーキ、ディスクローター、ブレーキドラム、コーナーモジュール事業の製造並びに販売等に関する事業、商権。ただし、売掛金、買掛金は引き継がない。

(注) ファウンデーションブレーキはブレーキ構成部品の内、作動系部品を除いたブレーキの制動にかかわる基本的な部品(ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、パーキングブレーキ)を指します。コーナーモジュールはファウンデーションブレーキ、ハブベアリング、ナックル等の足回り部品を予め組み立てた製品を指します。

生産拠点：Clarksville工場(テネシー州)およびColumbia工場(サウスカロライナ州)の2拠点。および他生産拠点の製造設備(当社米国法人の既存生産拠点に移管する)。

(2) 取得金額および決済方法

取得金額 10百万米ドル(ただし、最終的な金額は譲受け時の資産等の状況を踏まえた調整後に確定)

決済方法 現金決済の予定

(3) 日程

平成21年9月23日 事業譲渡契約締結

平成21年11月～12月末 譲受け完了予定

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

(1) 業績の状況

当第2四半期における内外経済は、一時期の危機は脱し復調の兆しがみられますが、実態経済は依然として厳しい状況にあります。国内経済は、円高影響による企業業績悪化や個人消費の低迷などから本格的な景気回復までにはまだ相当の時間がかかることが懸念されます。

自動車業界においては、未だ本格的な需要回復には至っておらず、依然として厳しい状況となっております。但し、昨年度後半からの自動車メーカー各社の生産調整は終了し、日米欧はじめ各国政府による自動車購入の補助金政策や減税措置など需要喚起策が実施され、自動車生産台数は回復傾向にあります。しかしながら、この回復が本格的なものか、政府の需要喚起策が終了した時点で再び需要が落ちるものか未だ予断を許さない状況です。

このような状況に対し、当社グループにおいても前年の水準には及ばないものの予想以上に受注が増加しました。また、人員の適正化、人件費の削減、設備投資の抑制、固定費・経費の大幅な削減などのコスト構造改革を徹底して実施した成果も相まって、当第2四半期連結会計期間の売上高は315億円（前年同期比32.3%減）、営業利益は9億円（前年同期比120.9%増）、経常利益は6億円（前年同期比220.4%増）、四半期純利益は4億円（前年同期は四半期純損失1億円）となり、4四半期ぶりに黒字化致しました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

日本においては、コスト構造体質の改革のための諸施策及び生産体制の最適化等を進めてきており、予定どおり曙ブレーキいわき製造(株)から他生産拠点への生産移管を9月末までに完了し、曙ブレーキ三春製造(株)・曙ブレーキ山陽製造(株)の再編も順調に進んでおり、着実にその効果が出てきております。また、新車購入におけるエコカー減税の政府による需要喚起策の実施により予想以上に自動車販売が増加し、当社グループの受注が増加したため売上高は205億円（前年同期比30.5%減）、営業利益は6億円（前年同期比20.5%減）となりました。

北米

北米においては、当社主要顧客2社の米国連邦破産法11章に基づく会社更生手続の開始による生産休止等によって、売上高は80億円（前年同期比43.8%減）と大幅な減少となりました。この状況に鑑み3工場から2工場への集約、人件費削減等によりコスト削減の施策を継続的に実行してまいりましたが、受注量の大幅変動及びユーザーの趣向の変化に伴う商品構成の変化により、営業損失は3億円（前年同期は営業損失8億円）となりました。

欧州

欧州においては自動車メーカーからの受注が減少し、売上高は11億円（前年同期比35.8%減）、うち、外部顧客に対する売上高は8億円（前年同期比10.0%減）となっております。人員適正化、コスト削減に取り組みましたが、受注減少の影響を補うまでには至らず営業利益は7百万円（前年同期比92.0%減）となりました。

アジア

インドネシアにおいては、二輪車メーカーからの受注の回復及びコスト削減効果が奏功したため好調な業績となりました。中国においては、日系自動車メーカーからの受注増により引き続き好調に推移致しました。タイにおいても、受注は堅調に推移しております。その結果アジア地域合計では、円高による為替差などの影響もあり売上高は37億円（前年同期比6.6%減）となりましたが、営業利益は5億円（前年同期比107.1%増）と大幅に改善しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の資産は1,583億円と前連結会計年度末比29億円の増加となりました。

流動資産は697億円と前連結会計年度末比21億円の増加となり、固定資産は886億円と前連結会計年度末比8億円の増加となりました。

主な要因は、流動資産においては受取手形及び売掛金が24億円増加したこと、固定資産においては株式市場の回復により投資有価証券が21億円増加した一方で、有形固定資産が12億円減少したことであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は1,239億円と前連結会計年度末比7億円の増加となりました。流動負債は505億円と前連結会計年度末比87億円の減少となり、固定負債は734億円と前連結会計年度末比93億円の増加となりました。

主な要因は、手元流動性を確保するために、有利子負債が前連結会計年度末比29億円増加した一方で、未払法人税等が10億円減少し、事業構造改善引当金が12億円減少したことであります。

なお有利子負債は、短期の有利子負債が73億円減少し、長期の有利子負債が102億円増加しております。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は344億円と前連結会計年度末比22億円の増加となりました。

主な要因は、評価・換算差額等合計が20億円増加したのに加え、少数株主持分が3億円増加したことであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は284億円と、前連結会計年度末比32億円の減少(10.1%)となりました。

当第2四半期連結会計期間における、営業活動によるキャッシュ・フローは17億円の収入(前年同期比7億円の収入減少)となりました。主な要因は、減価償却費23億円等によるものです。

当第2四半期連結会計期間における、投資活動によるキャッシュ・フローは27億円の支出(前年同期比52億円の支出減少)となりました。主な要因は、定期預金の預入による支出21億円等によるものです。

但し、定期預金は、短期的施策として手元流動性を確保するため預入をしているものです。

当第2四半期連結会計期間における、財務活動によるキャッシュ・フローは8億円の支出(前年同期は51億円の収入)となりました。主な要因は、短期借入金の純減による支出5億円等によるものです。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は259百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は1,680百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様のご判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。)

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けていきます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバル体制の確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を行ってまいりました。

平成20年3月19日に公表した新中期経営計画「akebono New Frontier 30」は、平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）の3カ年計画であり、世界的経済金融不況、為替、資材価格高騰、石油価格、市場二極化等、経営環境が激変する中で「将来に向けた技術の差別化」「革命的な原価低減」「アジアを含めたグローバル化の加速」の3本柱に、更なる業績の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

< 将来に向けた技術の差別化 >

当社の経営方針にも掲げている通り、技術力の差別化を図ることにより、当社製品を更に魅力あるものとし、業績拡大の原動力といたします。差別化により、「コスト面での圧倒的な強さ」「環境対応において他社追随できないような独自技術」「モータースポーツなどへの参画による、高性能車に装着される製品の開発」を追求します。

< 革命的な原価低減 >

生産拠点再編（日本、米国）、一部基幹部品内製化、ロジスティクス改善、調達合理化、共通化/標準化の推進、間接部門合理化などの施策を実行することにより、大幅な原価低減を目指します。

< アジアを含めたグローバル化の加速 >

従来から推進してきたグローバル化は日本・北米・欧州の三地域が主体となっておりましたが、近年になって世界の自動車生産基地としての地位を確固たるものとしてきたアジア地域を当社グローバル化の新地域として位置づけ、従来の三地域に加え、この地域での事業拡大に注力いたします。具体的には、インドネシア、中国、タイの3カ国での事業展開を加速します。

当社では上記の、多くの挑戦課題をクリアし、高品質で低コストの製品をグローバルに供給することで、マーケットで必要不可欠な存在を目指して、着実に挑戦課題に取り組んでおります。

しかしながら、平成20年9月からの金融危機以降、想定外の国内外完成車メーカーの販売不振、在庫調整などによる過去に例のない大幅な減産が続いており、新中期経営計画「akebono New Frontier 30」の数値目標達成は非常に厳しい状況です。そのため、国内生産拠点再編のスピードアップ、希望退職者の募集による人員適正化など、大胆なコスト構造改革に取り組んでおります。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等といいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者といい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、()大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、()当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、()取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、()当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記()乃至()の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時まで当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2(4)に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

八. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

本プランは、平成21年6月19日開催の当社第108回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたことにともない、同日より発効し、その有効期限は、平成22年6月30日までに開催される第109回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第109回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第109回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意識確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意識確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決定するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意識確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	110,992,343	110,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であり ます。
計	110,992,343	110,992,343	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成17年2月3日発行)

株主総会の特別決議日(平成16年6月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	460
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	460,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	554,000(1株当たり554円)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 554 資本組入額 277
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとし、新株予約権発行時において当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権申込証兼新株予約権割当契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続は認めません。新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第2回(2)新株予約権(平成18年4月19日発行)
株主総会の特別決議日(平成17年6月22日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成18年4月19日～平成22年4月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回(A)新株予約権(平成18年7月3日発行)
株主総会の特別決議日(平成18年6月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年7月4日～平成22年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第3回(B)新株予約権(平成18年7月3日発行)
株主総会の特別決議日(平成18年6月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	595
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成23年7月4日～平成28年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第4回(A)新株予約権(平成19年7月2日発行)
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	276
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成21年7月3日～平成23年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第4回(B)新株予約権(平成19年7月2日発行)
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	769
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年7月3日~平成29年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回(A)新株予約権(平成20年6月20日発行)
株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	458
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日~平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回(B)新株予約権(平成20年6月20日発行)
株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	751
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りでない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	110,992	-	13,578	-	3,431

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	15,495	13.96
ロバート ボッシュ エルエルシー (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	2800 South 25th Avenue, Broadview, IL 60155-4594 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	12,597	11.34
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	10,553	9.50
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト ドメスティック カストディー サービスーズ (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Alfred-Herrhausen-Allee 16-2465760 Eschborn Germany (東京都中央区月島4-16-13)	5,900	5.31
ビービーエイチ ポストン メツラー インベ ストメント ゲーエムベーハー フランクフルト (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	Grosse Gallusstrasse 18 D-60311 Frankfurt, Germany 0328 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	5,228	4.71
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6-26-1	4,648	4.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,076	3.67
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	3,915	3.52
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2-1	3,133	2.82
株式会社ブリヂストン	東京都中央区京橋1-10-1	2,800	2.52
計		68,347	61.57

(注) 1 当社は、自己株式3,592千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、3.23%)を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2 ロバート ボッシュ エル・エル・シー及びその共同保有者(プルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムベーハー)から平成19年3月29日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成19年1月3日現在で18,497,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

ロバート ボッシュ エル・エル・シー	15,297,000株
プルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムベーハー	3,200,000株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,591,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,280,900	1,072,809	同上
単元未満株式	普通株式 120,343	-	-
発行済株式総数	110,992,343	-	-
総株主の議決権	-	1,072,809	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋 小網町19-5	3,591,100	-	3,591,100	3.23
計	-	3,591,100	-	3,591,100	3.23

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	533	518	494	623	798	765
最低(円)	439	443	416	427	560	628

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

(1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役	執行役員副社長 産業機械・鉄道部門管掌 生産管掌	代表取締役	執行役員副社長 生産部門管掌 調達部門長 モノづくりプロジェクト 産業機械・鉄道部門管掌	横尾 俊治	平成21年7月1日
代表取締役	執行役員副社長 C F O 企画・管理管掌	代表取締役	執行役員副社長 C F O 管理・企画系管掌 情報システム部門管掌 センサー事業室管掌 人事管掌	荻野 好正	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 渉外・広報管掌	取締役	専務執行役員 渉外担当 総務・広報・C B 推進 管掌	西垣 順充	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 営業管掌補佐 産業機械・鉄道部門長	取締役	専務執行役員 補修品営業部門長	石毛 三知之	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 技術管掌 調達部門長	取締役	専務執行役員 開発部門長 V C E T プロジェクト 管掌 品質保証部門管掌	工藤 高	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 営業管掌 欧州事業担当	取締役	専務執行役員 自動車営業部門長 欧州事業担当	斉藤 剛	平成21年7月1日

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,516	29,625
受取手形及び売掛金	19,866	17,447
有価証券	12,500	2,000
商品及び製品	2,205	2,121
仕掛品	1,503	1,425
原材料及び貯蔵品	5,869	5,714
繰延税金資産	2,370	3,234
その他	4,907	6,099
貸倒引当金	37	42
流動資産合計	69,699	67,623
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	45,677	45,011
減価償却累計額	27,294	26,440
建物及び構築物(純額)	2 18,382	2 18,571
機械装置及び運搬具	122,159	120,197
減価償却累計額	96,579	93,057
機械装置及び運搬具(純額)	25,581	27,140
土地	2 21,226	2 21,356
建設仮勘定	4,676	3,642
その他	20,497	20,773
減価償却累計額	18,582	18,480
その他(純額)	1,915	2,292
有形固定資産合計	71,780	73,000
無形固定資産		
のれん	299	392
その他	1,161	1,177
無形固定資産合計	1,460	1,569
投資その他の資産		
投資有価証券	8,051	5,983
繰延税金資産	6,554	6,453
その他	842	896
貸倒引当金	94	96
投資その他の資産合計	15,353	13,236
固定資産合計	88,593	87,805
資産合計	158,292	155,428

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,657	14,048
短期借入金	14,104	16,634
短期社債	4,999	9,984
1年内償還予定の社債	200	200
1年内返済予定の長期借入金	4,591	4,380
未払法人税等	442	1,480
賞与引当金	1,410	1,631
事業構造改善引当金	2,030	3,268
設備関係支払手形	1,248	757
その他	6,827	6,802
流動負債合計	50,507	59,183
固定負債		
社債	-	100
長期借入金	58,209	47,874
退職給付引当金	6,468	7,192
役員退職慰労引当金	167	200
繰延税金負債	1,244	1,158
再評価に係る繰延税金負債	4,268	4,268
その他	3,009	3,234
固定負債合計	73,364	64,026
負債合計	123,872	123,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,578	13,578
資本剰余金	7,885	7,883
利益剰余金	6,434	6,601
自己株式	2,417	2,445
株主資本合計	25,479	25,617
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	734	503
土地再評価差額金	5,882	5,882
為替換算調整勘定	2,829	3,643
評価・換算差額等合計	3,786	1,737
新株予約権	243	268
少数株主持分	4,912	4,597
純資産合計	34,420	32,219
負債純資産合計	158,292	155,428

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
売上高	90,157	58,880
売上原価	77,474	51,016
売上総利益	12,682	7,864
販売費及び一般管理費	11,198	7,724
営業利益	1,484	140
営業外収益		
受取利息	83	36
受取配当金	85	49
持分法による投資利益	3	4
受取賃貸料	105	-
その他	124	292
営業外収益合計	400	381
営業外費用		
支払利息	602	768
その他	504	404
営業外費用合計	1,106	1,171
経常利益又は経常損失 ()	777	650
特別利益		
固定資産売却益	67	3
子会社適格退職年金制度終了益	-	73
補助金収入	26	40
受取補償金	97	-
その他	1	-
特別利益合計	192	116
特別損失		
固定資産除売却損	53	13
子会社厚生年金基金脱退拠出金	-	62
減損損失	133	-
棚卸資産会計基準の適用に伴う影響額	56	-
その他	2	-
特別損失合計	243	75
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	726	610
法人税、住民税及び事業税	206	202
法人税等調整額	190	241
法人税等合計	396	444
少数株主利益	160	1
四半期純利益又は四半期純損失 ()	170	167

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	46,589	31,527
売上原価	40,321	26,596
売上総利益	6,268	4,932
販売費及び一般管理費	5,839	3,985
営業利益	429	947
営業外収益		
受取利息	78	28
受取配当金	1	2
持分法による投資利益	4	7
雇用調整助成金	-	58
受取賃貸料	100	-
その他	98	166
営業外収益合計	281	261
営業外費用		
支払利息	327	410
その他	192	190
営業外費用合計	519	599
経常利益	190	609
特別利益		
固定資産売却益	63	2
子会社適格退職年金制度終了益	-	73
補助金収入	10	20
受取補償金	97	-
その他	1	-
特別利益合計	171	95
特別損失		
固定資産除売却損	41	3
子会社厚生年金基金脱退拠出金	-	62
減損損失	133	-
その他	2	-
特別損失合計	176	65
税金等調整前四半期純利益	185	639
法人税、住民税及び事業税	814	42
法人税等調整額	1,001	111
法人税等合計	187	69
少数株主利益	56	144
四半期純利益又は四半期純損失()	57	426

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	726	610
減価償却費	5,331	4,799
減損損失	133	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	16	8
退職給付引当金の増減額(は減少)	597	1,021
受取利息及び受取配当金	168	86
支払利息	602	768
持分法による投資損益(は益)	3	4
固定資産除売却損益(は益)	15	10
売上債権の増減額(は増加)	2,028	1,864
たな卸資産の増減額(は増加)	252	97
仕入債務の増減額(は減少)	1,347	183
その他	1,540	566
小計	7,137	1,697
利息及び配当金の受取額	168	86
利息の支払額	602	771
法人税等の支払額	307	197
法人税等の還付額	-	1,101
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,396	1,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	4,595
有形固定資産の取得による支出	10,625	2,479
有形固定資産の売却による収入	175	33
投資有価証券の取得による支出	2,257	7
その他	140	38
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,567	7,010
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,128	3,089
短期社債の純増減額(は減少)	2,998	4,985
長期借入れによる収入	3,949	12,381
長期借入金の返済による支出	1,019	2,274
社債の償還による支出	100	100
配当金の支払額	536	3
少数株主への配当金の支払額	344	34
自己株式の純増減額(は増加)	6	5
その他	2,451	80
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,632	1,822
現金及び現金同等物に係る換算差額	296	69
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	164	3,204
現金及び現金同等物の期首残高	2,960	31,625
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,124	28,421

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書) 前第2四半期連結累計期間において、営業外収益に区分掲記していた「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第2四半期連結累計期間における「受取賃貸料」は8百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書) 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益に区分掲記していた「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第2四半期連結会計期間における「受取賃貸料」は4百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 偶発債務 (1) 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。 協同組合ウイングバレイ 126百万円 従業員 0百万円 合計 127百万円 なお、協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額442百万円の中の当社グループ負担額であります。 (2) 債権流動化に伴う買い戻し義務限度額 940百万円	1 偶発債務 (1) 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。 協同組合ウイングバレイ 163百万円 従業員 1百万円 合計 163百万円 なお、協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額575百万円の中の当社グループ負担額であります。 (2) 債権流動化に伴う買い戻し義務限度額 897百万円
2 担保資産 建物及び構築物 1,231百万円 土地 702百万円 合計 1,933百万円	2 担保資産 建物及び構築物 1,249百万円 土地 702百万円 合計 1,951百万円 上記のほか、建物及び構築物746百万円及び土地700百万円を、他社の借入金10百万円に対する担保に供しております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
従業員給料 2,599百万円	従業員給料 2,098百万円
従業員賞与引当金繰入額 480百万円	従業員賞与引当金繰入額 269百万円
退職給付費用 173百万円	退職給付費用 371百万円
貸倒引当金繰入額 16百万円	

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
従業員給料 1,331百万円	従業員給料 1,010百万円
従業員賞与引当金繰入額 360百万円	従業員賞与引当金繰入額 202百万円
退職給付費用 89百万円	退職給付費用 185百万円
貸倒引当金繰入額 16百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 3,124百万円	現金及び預金勘定 20,516百万円
現金及び現金同等物 3,124百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 12,500百万円
	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 4,595百万円
	現金及び現金同等物 28,421百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 110,992千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,608千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 243百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、ブレーキ製品関連事業のみの単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	27,522	14,185	897	3,985	46,589	-	46,589
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,958	74	854	27	2,913	(2,913)	-
計	29,480	14,259	1,750	4,012	49,502	(2,913)	46,589
営業利益又は営業損失()	818	787	85	256	371	58	429

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	19,001	7,994	807	3,726	31,527	-	31,527
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,499	22	316	21	1,859	(1,859)	-
計	20,500	8,016	1,123	3,747	33,386	(1,859)	31,527
営業利益又は営業損失()	650	294	7	530	892	55	947

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	52,127	29,088	1,857	7,084	90,157	-	90,157
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,023	141	1,732	69	5,965	(5,965)	-
計	56,150	29,230	3,589	7,153	96,122	(5,965)	90,157
営業利益又は営業損失()	1,251	469	156	403	1,341	143	1,484

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	35,762	15,143	1,395	6,580	58,880	-	58,880
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,585	157	615	52	3,409	(3,409)	-
計	38,347	15,300	2,011	6,631	62,290	(3,409)	58,880
営業利益又は営業損失()	407	1,029	19	679	39	101	140

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 本邦以外の区分に属する主な国
北米...米国 欧州...仏国・英国 アジア...中国・インドネシア・タイ
- 3 「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は、セグメント間取引の消去であり配賦不能営業費用はありません。
- 4 会計処理の方法の変更
前第2四半期連結累計期間
(棚卸資産の評価に関する会計基準)
「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日) を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で47百万円減少しております。
- 5 追加情報
前第2四半期連結累計期間
(有形固定資産の耐用年数の変更)
「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を3～12年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より3～9年に変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で235百万円減少しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	13,352	909	5,718	19,979
連結売上高(百万円)	-	-	-	46,589
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	28.7	2.0	12.3	42.9

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	7,508	831	4,337	107	12,784
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	31,527
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	23.8	2.6	13.8	0.3	40.5

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	27,331	1,886	10,045	39,262
連結売上高(百万円)	-	-	-	90,157
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	30.3	2.1	11.1	43.5

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	14,504	1,436	7,394	283	23,618
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	58,880
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.6	2.4	12.6	0.5	40.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的接近度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

前第2四半期連結会計(累計)期間

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....ドイツ、仏国
- (3) その他の地域...インドネシア、台湾、韓国、中国

当第2四半期連結会計(累計)期間

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....ドイツ、仏国
- (3) アジア.....インドネシア、台湾、中国、タイ
- (4) その他の地域...南米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(海外売上高区分の方法の変更)

海外売上高区分の方法について、従来、「北米」、「欧州」及び「その他の地域」の3区分としておりましたが、アジア地域での今後の事業展開の重要性に鑑み、第1四半期連結会計期間より海外売上高区分を「北米」、「欧州」及び「その他の地域」と新たに「アジア」を加えた4区分とすることに致しました。

なお、前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間の海外売上高を、新たな海外売上高区分の方法によると次のとおりであります。

(前第2四半期連結会計期間)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	13,352	909	5,211	507	19,979
連結売上高(百万円)					46,589
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	28.7	2.0	11.2	1.1	42.9

(前第2四半期連結累計期間)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	27,331	1,886	9,196	849	39,262
連結売上高(百万円)					90,157
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	30.3	2.1	10.2	0.9	43.5

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	272円53銭	1株当たり純資産額	254円82銭

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	1円59銭	1株当たり四半期純損失	1円56銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1円58銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	170	167
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	170	167
期中平均株式数(千株)	107,322	107,360
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	404	-

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 0円54銭	1株当たり四半期純利益 3円97銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 3円95銭

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	57	426
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	57	426
期中平均株式数(千株)	107,324	107,371
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	343

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日
至平成21年9月30日)

(重要な事業の譲受)

当社は、平成21年9月15日開催の取締役会において、連結子会社であるAkebono Corporation (North America) (第2四半期決算日6月30日)が100%出資するABMA, LLCを新たに設立し、当該新会社が、Robert Bosch GmbH (独逸シュトゥットガルト市)の北米事業会社であるRobert Bosch LLCからブレーキ事業の一部を譲受けることを決議し、平成21年9月23日に事業譲渡契約を締結いたしました。

イ 目的

北米地域全体におけるブレーキ過剰生産能力の適正化及びブレーキ専門メーカーとして長年培ってきたノウハウを活用することにより北米事業の競争力の強化を実現するため。

ロ 譲受け先の名称

Robert Bosch LLC

ハ 譲受ける事業の内容

ファウンデーションブレーキ、ディスクローター、ブレーキドラム、コーナーモジュール事業の製造並びに販売等に関する事業、商標。

(注) ファウンデーションブレーキはブレーキ構成部品の内、作動系部品を除いたブレーキの制動にかかわる基本的な部品(ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、パーキングブレーキ)を指します。コーナーモジュールはファウンデーションブレーキ、ハブベアリング、ナックル等の足回り部品を予め組み立てた製品を指します。

生産拠点: Clarksville工場(テネシー州)およびColumbia工場(サウスカロライナ州)の2拠点、および他生産拠点の製造設備。

ニ 譲受ける資産・負債の額

譲受ける資産・負債の額は現在算定中であり、取得金額は10百万米ドルを予定しておりますが、最終的な金額は譲受け時の資産等の状況を踏まえた調整後に確定いたします。

ホ 譲受けの時期

平成21年11月から12月末を予定しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月4日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月5日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、北米の連結子会社が新たに設立した100%子会社ABMA, LLCは、平成21年9月23日にRobert Bosch LLCからブレーキ事業の一部を譲受ける事業譲渡契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。